

いわゆるホロコースト及び南京大虐殺に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年五月二十日

小西洋之

参議院議長伊達忠一殿



いわゆるホロコースト及び南京大虐殺に関する質問主意書

一 政府は、ナチスの支配下にあつたドイツによつてユダヤ人の大量虐殺、いわゆるホロコーストが行われたことは事実であると考へてゐるか。また、このホロコーストにおいて、いわゆるアウシュヴィッツ強制収容所では多数のユダヤ人の虐殺が行わたることは事実であると考へてゐるか。

二 政府は、いわゆる南京大虐殺（外務省ホームページにおいて「南京事件」と表現するものをいう。）について、「日本政府としては、日本軍の南京入城（一九三七年）後、非戦闘員の殺害や略奪行為等があつたことは否定できないと考えています。」との見解を示してゐるが、これに変わりはないか。

三 前記一及び二について、いわゆるホロコースト（アウシュヴィッツ強制収容所での大量虐殺を含む。）及びいわゆる南京大虐殺（外務省ホームページにおいて「南京事件」と表現するものをいう。）が事実ではないとする日本国民による見解がインターネット上で述べられていることを政府は承知しているか。

四 一般論として、いわゆるホロコースト（アウシュヴィッツ強制収容所での大量虐殺を含む。）又はいわゆる南京大虐殺（外務省ホームページにおいて「南京事件」と表現するものをいう。）が事実ではないとする見解がある場合において、政府は当該見解に対しどのような見解を有するか。

右質問する。

○

○